

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 20 年 3 月 塩谷町

1 現 状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区分	塩 谷 町				民 間			参 考 A / B
	職員数	平均年齢	平均給料額	平均給与月額 (A)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
合 計	20	49.9	291,595	301,122				
清掃職員	2	46.5	267,050	305,500	廃棄物処理業 従業員	43.3	299,800	1.02
学校給食員	6	46.5	274,667	279,600	調理師	44.3	259,800	1.08
自動車運転手	5	54.4	316,480	355,400	自家用乗用自 動車運転手	39.7	332,200	1.07
その他	7	52.7	299,800	337,322				

「平均給料月額」とは、H19.4.1 現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

「平均給与月額」とは、給料月額と各種手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

民間従業員データは、総務省において公表されているデータ（賃金構造基本統計調査：H16～H18 の3 か年平均）を使用しています。

単純労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(2) 年齢別職員数

区分	20 歳	20 歳	24 歳	28 歳	32 歳	36 歳	40 歳	44 歳	48 歳	52 歳	56 歳	60 歳
	未満	～ 23 歳	～ 27 歳	～ 31 歳	～ 35 歳	～ 39 歳	～ 43 歳	～ 47 歳	～ 51 歳	～ 55 歳	～ 59 歳	以上
全体	0	0	0	1	0	0	2	4	5	5	3	0
清掃職員	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
学校給食員	0	0	0	1	0	0	1	1	2	1	0	0
自動車運転手	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	0
その他	0	0	0	0	0	0	1		2	3	1	0

(3) その他給与に関する事項

給料表

技能労務職給料表(4級制)を適用しており、国家公務員の行政職給料表(二)(5級制)に準じたものとなっています。

諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外手当をそれぞれ該当者に支給している。なお、このうち、特殊勤務手当については、以下のとおりとなっています。

特殊勤務手当の名称	支給要件	支給方法
塵芥処理手当	一般廃棄物収集業務従事職員	月額6,000円

昇給基準

毎年1月1日に、前1年間における勤務成績に応じて4号給(55歳を超える職員は2号給)を標準として昇給しています。

2 基本的な考え方

職員の新規採用は、平成7年度より実施しておりませんが、自律計画、集中改革プランに基づき退職者不補充を継続していくこととします。

給与については、国家公務員の俸給表(行政職給料表(二))に基づいており、今後も同様とします。

3 具体的な取組み内容

(1) 給料表

平成18年度から給与構造の見直しに伴い、給与水準を平均1.2%引き下げたところであり、今後も、国の行政職俸給表(二)に準じた改訂を行っていくこととします。

(2) 昇格・昇給

- ・退職時特別昇給等の廃止(平成16年度)
- ・55歳を超える職員の昇給抑制(平成18年度)

(3) 諸手当

- ・特殊勤務手当(塵芥処理作業手当)の廃止(平成20年度)

(4) その他

- ・保育所の民営化(平成18年度)
- ・一般廃棄物収集業務については、平成20年度から民間委託とします。
- ・電話交換業務については、平成20年度から廃止とします。